平成２４年（フ）第４１号
静岡県賀茂郡河津町峰536番地の４
債務者　谷　　福司
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４４号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本745番地の159
債務者　中野　富子
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第５５５号
兵庫県加古郡播磨町大中３丁目４番８号
債務者　森　　敬子
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７５号
兵庫県加古郡播磨町北本荘１丁目16番６号
債務者　中野　真美
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７７号
兵庫県姫路市白鳥台３丁目５番２号
債務者　花畑　泰成
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７８号
兵庫県姫路市白鳥台３丁目５番２号
債務者　花畑　早苗
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８６号
兵庫県加古川市加古川町粟津785番地の１
第２くわのき荘７号
債務者　藤原　信也
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８９号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目10番１―904号
県営住宅
債務者　小松　　茂
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５９０号
兵庫県姫路市神子岡前１丁目10番１―904号
県営住宅
債務者　小松　隆子
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５９７号
兵庫県神崎郡市川町屋形266番地
債務者　大西　理香
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６４号
奈良市西大寺国見町１丁目５番２―306号
債務者　西田　祐二（旧姓大東）
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８９号
奈良市あやめ池北２丁目５番９号
債務者　滝田　千裕
１　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第７２７号
広島市安芸区畑賀２丁目15番４―10号
債務者　廣戸早百合
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４３号
広島県安芸高田市吉田町国司669番地１、申立時の住所広島市安佐南区八木４丁目10番13―304号
債務者　久安　武治（旧姓大城）
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４０号
広島市安佐南区八木７丁目15番24号
債務者　田中久美子
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２４号
広島市佐伯区五日市中央１丁目14番38―307号
債務者　髙次　優厳
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３２号
広島市安佐南区山本２丁目９番18―304号
債務者　藤淵　直己
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２４１号
広島市中区舟入町１番19―901号
債務者　村上　莉沙
１　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部